五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	百七万七千円
第十一号、第十三号及び第百六号	百七万七千円
第十一号及び第百六号	七十九万六千円

六　第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準とするかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十八号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　提示された特定装置及び提出された書面の確認	二十一万三千円
二　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
三　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
四　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
五　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
六　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
七　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
八　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
九　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
十一　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
十二　保安基準第十条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十三　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十四　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	四百二十五万九千円
十五　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十六　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十七　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。	百四十五万千円
十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
二十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	六十万九千円
二十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十五　保安基準第十三条に定める基準に係る試験	百七万七千円
二十六　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
二十七　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
二十八　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円